

我孫子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者補助金交付要綱
の一部を改正する告示

我孫子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者補助金交付要綱（平成元年告示第156号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（補助事業の名称等）</p> <p>第3条 補助対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次のとおりとし、その範囲及び交付基準額は、別表に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>予備保育士等配置補助事業</u></p> <p>(3)から(10)まで 略</p> <p>(11) <u>看護師等配置補助事業</u></p> <p>(12) 略</p> <p><u>(13)</u> 略</p> <p>（交付の申請）</p> <p>第4条 補助金の交付を申請しようとする者は、市長が定める日までに規則第3条の規定により、我孫子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者補助金交付申請書（様式第</p>	<p>（補助事業の名称等）</p> <p>第3条 補助対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次のとおりとし、その範囲及び交付基準額は、別表に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>予備保育士等設置費補助事業</u></p> <p>(3)から(10)まで 略</p> <p>(11) <u>看護師等設置費補助事業</u></p> <p>(12) 略</p> <p><u>(13) 新型コロナウイルス感染症対策支援事業</u></p> <p><u>(14) 保育士等処遇改善臨時特例補助事業</u></p> <p><u>(15)</u> 略</p> <p><u>(16) 送迎用バス安全装置設置費補助事業</u></p> <p>（交付の申請）</p> <p>第4条 補助金の交付を申請しようとする者は、市長が定める日までに規則第3条の規定により、我孫子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者補助金交付申請書（様式第</p>

<p>1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(6)まで 略</p> <p>(7) 看護師等配置補助事業計画(報告)書(様式第8号)</p> <p>(8)及び(9) 略</p> <p>(実績報告)</p>	<p>1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(6)まで 略</p> <p>(7) 看護師等設置費補助事業計画(報告)書(様式第8号)</p> <p>(8)及び(9) 略</p> <p>(実績報告)</p>
<p>第7条 規則第11条第1項第2号に規定する書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(6)まで 略</p> <p>(7) 看護師等配置補助事業計画(報告)書</p>	<p>第7条 規則第11条第1項第2号に規定する書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(6)まで 略</p> <p>(7) 看護師等設置費補助事業計画(報告)書</p>

別表1の項中「のない」を「のない又は定年後に再雇用され、勤務を継続している」に、同表2の項中「予備保育士等設置費補助事業」を「予備保育士等配置補助事業」に、「設置するに」を「1人配置するのに」に、「168,900円」を「172,600円」に、「16.3月」を「16.4月」に、同表3の項中「1,070円」を「1,100円」に、同表4の項中「168,900円」を「172,600円」に、「16.3月」を「16.4月」に、「除く。」を「除く。なお、補助金の交付の申請に当たっては、障害の状況が分かる資料(対象児童についての障害者手帳、診断書、こども発達センターの児童通所受給者証、こども発達センター外来療育相談・機能訓練承認通知書、心理相談員による巡回相談カード等)の写しを提出すること。」に、同表7の項中「4月1日以降に乳児3人以上の入所予約」を「補助金の交付の申請をする年度(以下「申請年度」という。)の前年度の4月1日以降に、申請年度の4月2日以降の日を入所の日とする乳児3人以上の入所に係る予約」に、同表11の項中「看護師等設置費補助事業」を「看護師等配置補助事業」に、「設置に」を「配置に」に改め、同表13の項及び14の項を削り、同表15の項を次のように改め、同表15の項を同表13の項とし、同表16の項を削り、同表備考中「看護師等設置費補助事業(2)健康管理型」を「看護師等配置補助事業(2)健康管理型」に改める。

15 給食費等臨時特例補助事業	給食に係る賄材料費、委託料及び光熱費の高騰により要する経費	(1) 保育所及び認定こども園		定員は、利用定員とする。
		定員	年額	
		20人以下	250,000円	
		21人以上40人以下	510,000円	
		41人以上50人以下	640,000円	
		51人以上60人以下	800,000円	
		61人以上70人以下	920,000円	
		71人以上80人以下	1,040,000円	
		81人以上90人以下	1,180,000円	
		91人以上100人以下	1,330,000円	
		101人以上110人以下	1,410,000円	
		111人以上120人以下	1,480,000円	
		121人以上130人以下	1,600,000円	
		131人以上140人以下	1,740,000円	
		141人以上150人以下	1,880,000円	
		151人以上160人以下	2,020,000円	
		161人以上170人以下	2,160,000円	
		171人以上180人以下	2,350,000円	
		181人以上190人以下	2,490,000円	
		191人以上200人以下	2,620,000円	
		(2) 小規模保育事業		
定員	年額			
19人以下	170,000円			

様式第1号中「看護師等設置費補助事業計画（報告）書」を「看護師等配置補助事業計画（報告）書」に改める。

様式第2号中「予備保育士等設置費補助事業」を「予備保育士等配置補助事業」に、「看護師等設置費補助事業」を「看護師等配置補助事業」に、

「

新型コロナウイルス感染症対策支援事業	新型コロナウイルス感染症対策支援事業						
	延長保育事業						
	病児保育事業						
保育士等处遇改善臨時特例補助事業							
給食費等臨時特例補助事業							
送迎用バス安全装置設置費補助事業							

」を

「

給食費等臨時特例補助事業							
--------------	--	--	--	--	--	--	--

」に

改める。

様式第3号中「予備保育士等設置費補助事業」を「予備保育士等配置補助事業」に、「看護師等設置費補助事業」を「看護師等配置補助事業」に改める。

様式第5号中「障害者等手帳」を「障害者手帳」に、「発達センターの受給者証」を「こども発達センターの児童通所受給者証」に改める。

様式第8号中「看護師等設置費補助事業計画（報告）書」を「看護師等配置補助事業計画（報告）書」に、「設置（見込）」を「配置（見込）」に改める。

様式第9号中「看護師等設置費補助事業計画（報告）書」を「看護師等配置補助事業計画（報告）書」に改める。

様式第10号及び様式第11号中「予備保育士等設置費補助事業」を「予備保育士等配置補助事業」に、「看護師等設置費補助事業」を「看護師等配置補助事業」に、

「

新型コロナウイルス感染症対策支援事業	新型コロナウイルス感染症対策支援事業								
	延長保育事業								
	病児保育事業								
保育士等処遇改善臨時特例補助事業									
給食費等臨時特例補助事業									
送迎用バス安全装置設置費補助事業									

」を

「

給食費等臨時特例補助事業									
--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

」に

改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の我孫子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者補助金交付要綱の規定は、令和5年度分の予算に係る補助金から適用する。